

令和2年第8回 邑南町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和2年11月27日（令和2年11月20日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和2年11月27日（金） 午前10時00分
 閉会 午前10時12分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 1 4 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
				財務課長	白須 寿
教 育 長	土居 達也				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

1 0. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

1 1. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 2 番	亀山 和巳	1 3 番	石橋 純二

1 2. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和2年第8回邑南町議会臨時会議事日程

令和2年11月27日（金）午前10時00分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第119号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第120号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

令和２年第８回 邑南町議会臨時会（第１日目） 会議録

【令和２年11月27日（金）】

—— 午前10時00分 開会 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開会宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。ただ今から、令和２年第８回邑南町議会臨時会を開会いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

●山中議長（山中康樹） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１ 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。１２番、亀山議員。１３番、石橋議員。お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２ 会期の決定

●山中議長（山中康樹） 日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日１１月２７日の１日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日１１月２７日の１日限りとすることに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３ 議案の上程、説明、質疑、討論、採決
（議案の上程、説明、質疑、討論、採決）

●山中議長（山中康樹） 日程第３、議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。

●山中議長（山中康樹） 議案第119号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第120号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます

~~~~~○~~~~~

#### （提案理由説明）

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） それでは、議案第119号及び議案第120号の提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第119号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、これは特別職の期末手当の支給率については、職員の期末手当支給率を読み替える事とされている規定を、修正するものでございます。次に、議案第120号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、人事院勧告に基づき、職員に支給する期末手当の支給率を改正するものでございます。以上、議案の詳細につきましては、お手元に「議案の詳細説明資料」をお配りしておりますのでご確認ください。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩をいたします。

—— 午前10時03分 休憩 ——

（各自説明資料をお読みください。）

—— 午前10時05分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

議案の質疑

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。はじめに、議案第119号に対する質疑はありませんか。

●亀山議員（亀山和巳） 1 2 番。

●山中議長（山中康樹） 1 2 番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） これまでは、先ほど説明がありましたように、人事院勧告、一般職の人事院勧告による影響を受けて特別職の期末手当等も変わっておった訳ですが、ここにしっかり額も明示され率も明示されとるゆうことは、これまでのように特別職の報酬は固定ですが、期末手当については変動する場合もあったんですが、今度は完全に固定したもの、人事院勧告には影響されない固定したものと理解してよろしいでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） すいません。提出議案の新旧の対照表の方をご覧いただきたいとゆうふうに思います。新旧対照表の1分の1の右側、現行の方をご覧くださいませ。中どころの所で、現行の条例では「一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする」としながらも、その後段の所で、なお「100分の160とする」とゆうのを加えております。これがあることによって、一般職が変わる場合には、ここが変わらないとゆうことを決定をさせていただいていたとゆうことでございますので、これまでも一般職と切り離して、完全に固定とゆうことではありませんし、今後も人事院勧告の度には、その事は検討していくとゆうことになろうかとゆうふうに思いますが、この間の議論の経過もありますので今回他市町、まあ川本あたりも参考にさしていただいて、いわゆる読み替え規程ではなくて支給率について明確に謳い込んだ特別職の条例に変えさしていただきたいとゆうことでございますので、運用について変えようとゆうつもりで今回出しておるわけではございません。

●亀山議員（亀山和巳） 1 2 番。

●山中議長（山中康樹） 1 2 番。

●亀山議員（亀山和巳） ここで文言が「一般職の職員の例」ゆうことは完全に消えとるんで、固定したものかと理解しましたが、今の説明では、やはり今後も人事院勧告の大幅な変動があった場合は、この特別職の期末手当にも影響されるように説明だったと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） ええ、人事院の勧告が出た際には、一般職の方についてはそれに基づいて改定していくことになるかと思います。で、特別職に関しましても同じように検討はしていく必要があろうかとゆうふうには思っておりますけれども、今後審議会との関係の整理をさせていただいたうえで進めていきたいとゆうふうに思っておりますので、そのあたりにつきましては、また議員の皆様と意見交換しながら進めさせていただければとゆうふうに考えておるところでございます。

●山中議長（山中康樹） ほかに質疑はありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第119号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） つづきまして、議案第120号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第120号に対する質疑を終わります。

~~~~○~~~~

（討論、採決）

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第119号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第119号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第119号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第120号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第120号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第120号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、以上をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和2年第8回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

——午前10時12分 閉会 ——